

厨房で調理する昼食提供の件

下記、A、B、Cに分類。

まにまにハウスはBに該当する。

A. 食品衛生 営業届 「届け出」 不要

法律では無いが、食中毒予防の観点から、別途手洗い設備を設けて欲しい。

- ・ 20食未満の提供

B. 食品衛生 営業届 「届け出」 必要

法律では無いが、食中毒予防の観点から、別途手洗い設備を設けて欲しい。

- ・ 20食以上の提供

C. 食品衛生 営業届 「営業許可」 必要

- ・ 20食以上不特定多数に提供
- ・ 別業者に調理提供を委託する場合